○農林水産省告示第千三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　静岡県駿東郡小山町柳島字平田沢六七七の四九八、六七七の五〇二、六七七の五六〇、六七七の五六七、六七七の五六八、六七七の一〇二三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平田沢六七七の五六〇・六七七の五六七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　静岡県伊豆市熊坂字火打沢一一五六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字火打沢一一五六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び伊豆市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　静岡県駿東郡小山町須走字石山四九一の一、四九一の二三、四九一の六五から四九一の六七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字石山四九一の一・四九一の二三・四九一の六五から四九一の六七まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年六月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岩手県岩手郡雫石町上野上和野一〇一の二、一〇一の三、下沢田一〇五の九（次の図に示す部分に限る。）、一〇五の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

上和野一〇一の二・一〇一の三・下沢田一〇五の八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇五の九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び雫石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年六月十五日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県富士宮市内房字峰二三四六の一一、二三四六の一三、二三四六の一四、二三六〇の五、二三六〇の六、二三六〇の九から二三六〇の一一まで、字橋上二八一三の四、二八一三の七、二八一四の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○経済産業省告示第百七十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第百三十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十八年六月十五日

経済産業大臣　林　幹雄

災害名	地域	指定の期間
平成二十八年熊本地震	熊本県	平成二十八年四月十四日から平成二十八年九月十四日まで
	大分県	
	鹿児島県	
	長崎県	
	宮崎県	
	佐賀県	
	福岡県	

○国土交通省告示第八百十七号

登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令（平成十八年国土交通省令第九十二号）第七条第一号及び第十九条第二号の規定に基づき、登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示及び登録水先免許更新講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年六月十五日

国土交通大臣　石井　啓一